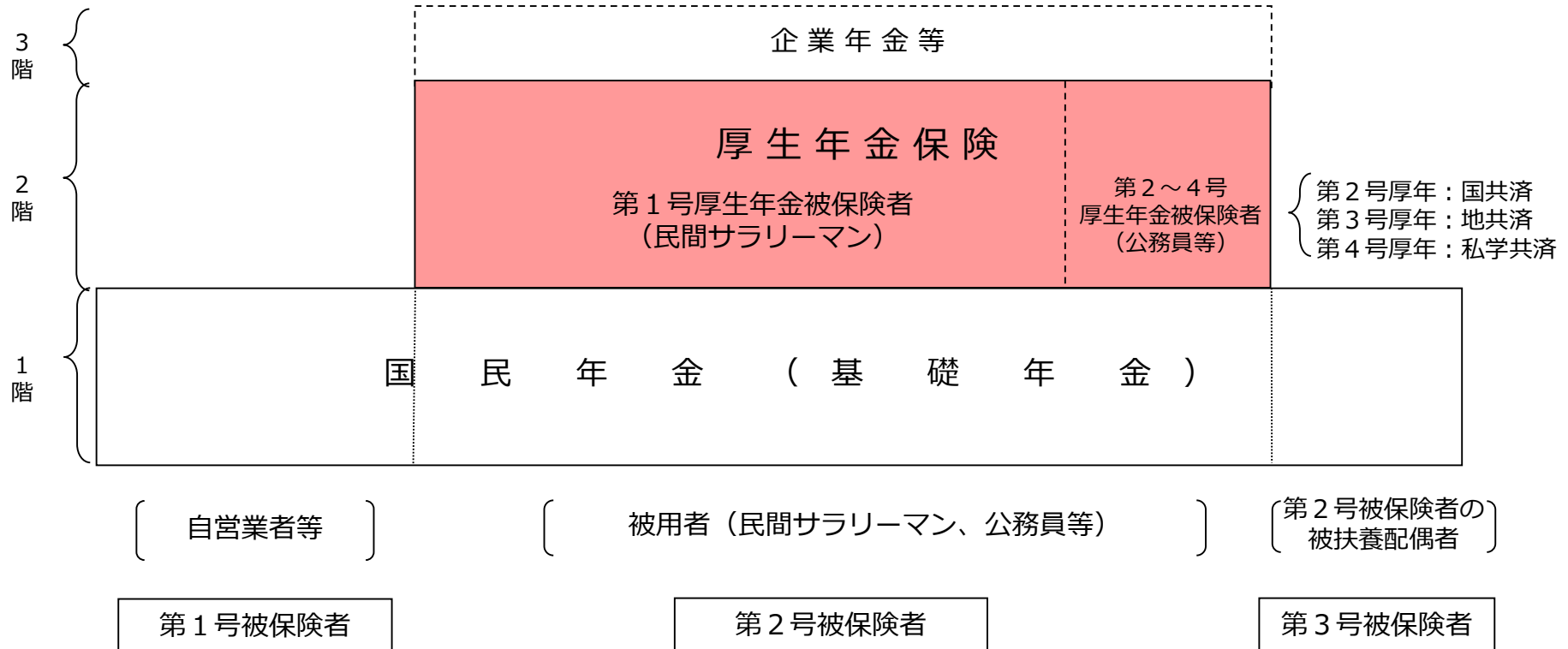


国家公務員共済組合における
退職等年金給付及び経過的長期給付の現状について

財務省主計局給与共済課

令和元年6月14日

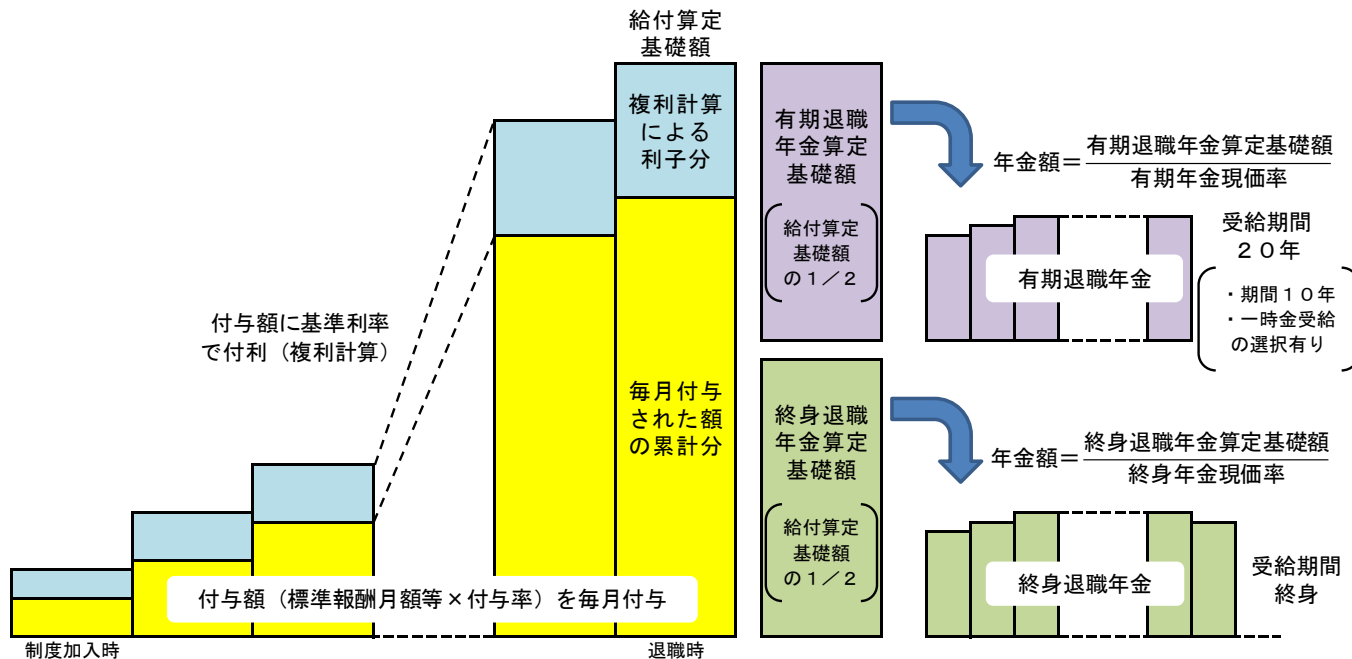
被用者年金制度の概要



I . 退職等年金給付の現状

(1) 退職等年金給付制度の概要

- 退職等年金給付制度は、平成27年10月に施行された被用者年金制度の一元化の際に、公務員共済における旧職域加算年金（旧3階年金）が廃止されたことに伴い、新たに3階部分に設けられた年金払い退職給付制度である。
- 給付の額は、毎月の付与額（付与率×標準報酬月額等）に、国債利回りを基礎とした基準利率で付利することにより累積された給付算定基礎額について、2分の1ずつをそれぞれ有期年金現価率及び終身年金現価率で除して計算し、有期年金及び終身年金として支給される。
- 上記のようなキャッシュ・バランス方式の給付設計とすることにより、保険料の追加拠出リスクを抑制した制度となっている。



※ この他、公務障害年金及び公務遺族年金も給付。

- 基準利率、有期年金現価率、終身年金現価率を定める際には、国債利回り、死亡率の見通し等を基礎として、将来にわたって財政単位が一元化された国共済・地共済の財政が均衡すること等を勘案し、国共済・地共済で同率を用いることとされている。付与率についても、年金水準及び財政の均衡を勘案し、国共済・地共済で同率を設定。
- 保険料率は上限1.5%（国共済法第100条第4項において組合員の掛金上限0.75%が規定されており、負担金と合わせて1.5%）となっており、国共済・地共済で同率とすることとされている。
- 財政運営は積立方式で、少なくとも5年ごとに財政再計算（保険料率の計算）を行うこととなっているが、積立不足が一定以上となった場合等は即座に財政再計算を実施し、保険料率の引上げ等を行う（財政再計算は国共済・地共済同時に実施）。
- 国共済・地共済との間で、退職等年金給付の円滑な実施を図るため、積立剰余の共済が積立不足の共済を積立剰余の範囲内で拠出する財政調整の仕組みが導入されている（参考1）。

《財政均衡の仕組み》

- 年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金の乖離を抑制するキャッシュ・バランス方式を取っているが、保険料で手当てされていない部分（下記③の上乗せ給付分、④）は、保険料で手当されているが給付されない部分（下記①、②）及び運用収入で賄うこととなる。

※⑤の給付事務に要する費用は給付債務として予め保険料手当てされる。

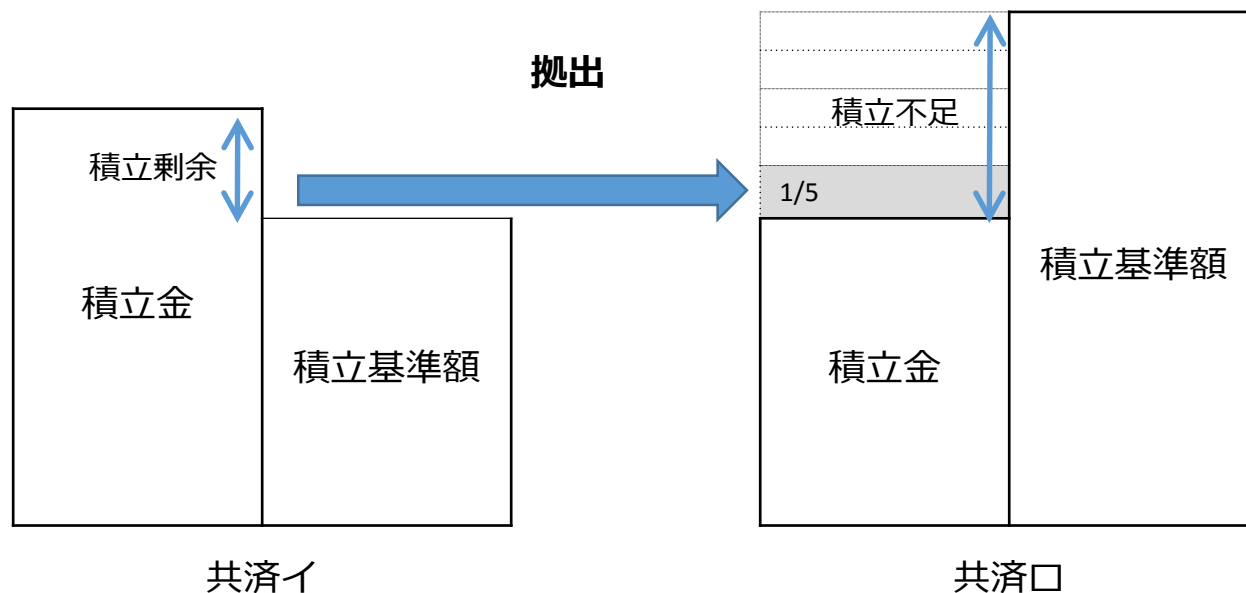
- 一定以上の積立不足又は積立剰余は、財政再計算の際に、保険料率の見直し、又は基準利率や有期年金現価率、終身年金現価率の見直しによる給付水準の見直しで対応する。

- ① 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了（受給開始までに死亡した場合は支給されない）。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- ② 組合員期間10年未満の場合は給付算定基礎額を1/2とする（平成27年9月以前から引き続く期間が10年以上の場合を除く）。
- ③ 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- ④ 産休・育児休業期間中は掛金負担が免除される（事業主負担も免除）が、給付には反映される。
- ⑤ 給付事務に要する費用は保険料で賄う。

<参考 1>

◆ 退職等年金給付（新3階年金）の円滑な実施を図るための財政調整 ◆

（考え方） 積立剰余のある共済が積立不足のある共済に対し、積立剰余の範囲内で積立不足の額の5分の1を拠出する。



積立基準額：将来の退職等年金給付のために現時点で積み立てておくべき額
(将来の退職等年金給付現価から将来の掛金等の収入現価を控除した額により算定)

※ 上記の財政調整については、財政再計算時に把握された積立不足の共済の積立不足の5分の1（積立剰余が上限）を毎年度の概算財政調整拠出金として積立剰余の共済から拠出し、毎年度実施する財政検証結果に基づいて翌々年度に精算することとなっている。

(2) 退職等年金給付積立金の管理運用方針等

退職等年金給付積立金の管理及び運用については、財務大臣によって積立金基本指針※1が定められており（国共済令第9条の2第1項）、これに適合するよう国家公務員共済組合連合会において定められた管理運用方針※2（国共済法第35条の3）に従い行うこととされている。

※1 「退職等年金給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成27年9月30日財計第2916号）」

※2 「退職等年金給付積立金の管理運用方針（国家公務員共済組合連合会平成27年10月1日制定、平成30年7月6日変更）」

基本的な方針

- 積立金の運用は、法の目的に沿って、専ら組合員の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。
- 退職等年金給付事業の財政上の諸前提を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の運用利回りを、最低限のリスクで確保することを目的として行うこと。
- 退職等年金給付制度が、制度発足後当分の間は積立金の規模が小さいこと、保険料の追加拠出リスクを抑制するために給付設計にキャッシュ・バランス方式を採用していること、保険料率に上限を設けていること、基準利率の指標は国債の利回りを基礎としていること、といった制度の特性を踏まえ、積立金の運用に際しては過度にリスクをとらないよう留意すること。

運用の目標

- 目標運用利回りは、財政上必要となる運用利回りである予定利率。ただし、毎年度の基準利率が予定利率を上回る場合の目標運用利回りは基準利率とする。

基本ポートフォリオ

	国内債券
資産配分	100%

(注) 財投預託金、共済独自資産及び短期資産については、国内債券に含める。

(3) 退職等年金給付積立金の運用等の状況

- 公表されている直近の平成29年度の収益率は3.01%、収益額は64億円、また、平成29年度末における運用資産額は2,701億円となっており、そのうち、国内債券が97.20%、短期資産が2.80%を占める。
- 平成29年度の運用利回り3.01%は、目標運用利回りとする予定利率0.48%（基準利率0.16%）を上回っており、平成27年10月以降の平均でも3.17%と予定利率0.48%（基準利率0.32%）を上回っている。

① 運用資産額・収益率・収益額の推移

	平成27年度 (下半期)	平成28年度	平成29年度	(参考) 平成30年度			
				第1四半期	第2四半期	第3四半期	通期計
資産残高(億円)	508	1,588	2,701	2,941	3,218	3,574	-
収益率	1.48%	3.42%	3.01%	0.59%	0.52%	0.49%	1.60%
収益額(億円)	4	35	64	17	16	17	49

② 平成29年度末の資産構成割合

	資産額(億円)	構成割合
国内債券	2,626	97.20%
(うち財投預託金)	590	21.85%
短期資産	76	2.80%
合計	2,701	100.00%

③ 年金財政上求められる運用利回りとの比較

	平成29年度	平成27年度～平成29年度 (2.5年平均)
運用利回り [実現収益率]	3.01%	3.17%
予定利率 (基準利率)	0.48% (0.16%)	0.48% (0.32%)

(注1) 国内債券には、財投預託金・共済独自資産を含んでおり、債券・財投預託金は簿価評価としている。

(注2) 収益率、収益額は運用手数料控除後のものであり、各期間及び年度の収益率は期間率である。

(注3) 予定利率は財政計算で算出した財政上必要となる利率であり、基準利率は給付額を計算するための利率。基準利率は毎年10月に見直されるため、上記利率は各期間の利率を基に算出。

(注4) 目標運用利回りは予定利率（ただし毎年度の基準利率が予定利率を上回る場合は基準利率）となっている。

(4) 退職等年金給付における初回財政再計算の結果

退職等年金給付に係る費用については少なくとも5年ごとに再計算を行うものとされており（国共済法第99条第1項）、初回の財政再計算に基づく保険料率は平成31年4月1日以前の日から適用することとされていることから（財務大臣通達）、平成30年12月に初回の財政再計算が行われ、その結果について平成31年4月1日から適用されている。

計算方法等

計算基準日 : 平成30年3月31日
計算基礎率 : 計算基準日又は過去3年間の実績を使用
予定利率 : 0.20% (財政計算時: 0.48%)
予定基準利率 : 0.20% (財政計算時: 0.48%)

計算結果

- 数理計算上の保険料率は1.497%となり、端数処理により1.50%が保険料率として設定され、制度創設時からの保険料率が継続されている。
- 保険料率を1.50%に設定することにより、国共済は積立剰余（+117億円）、地共済は積立不足（△7.73億円）となったことから、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの毎年度において、国共済から地共済へ1.55億円（不足の5分の1に相当する額）が概算財政調整拠出金として拠出される。

Ⅱ．経過的長期給付制度の現状

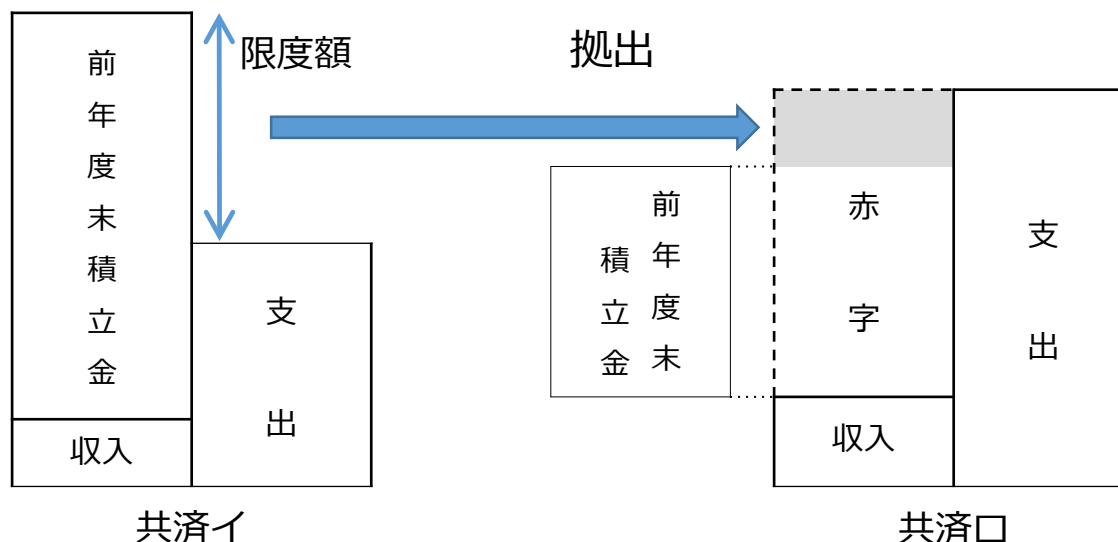
経過的長期給付制度の検討規定等

- 国共済の経過的長期給付制度については、被用者年金一元化法（平成24年法律第63号）附則第86条の2において、積立金の状況に鑑み必要な場合には、給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされている（地共済についても同法附則第86条の3に同様の規定が置かれている）。
- 積立金の状況を確認するため、国家公務員共済組合連合会は、厚生年金の財政の現況及び見通しが作成されたときは、国共済の経過的長期給付に係る財政の現況及び見通し（地共済に係るものと合算したもの）を作成し、財務大臣に報告することとされている（財務大臣通達（平成27年9月30日財計第2889号））。

<参考2>

◆ 経過的長期給付（旧3階年金）の円滑な実施を図るための財政調整 ◆

（考え方） 赤字共済の赤字の額が当該共済の前事業年度末の積立金を上回る場合に、他方の共済が財源のある範囲内で支援する。



収入： 経過的長期給付に係る収入として政令で定めるものの合計額
（運用収入、追加費用、公務障害・遺族に係る負担金）

支出： 経過的長期給付に係る支出として政令で定めるものの合計額（給付費、事務費等）

（注）経過的長期給付に係る拠出金が拠出された場合、厚生年金保険経理ではこれと同額を反対向きに拠出する。

(2) 経過的長期給付積立金の管理運用方針等

経過的長期給付積立金の管理及び運用については、財務大臣によって積立金基本指針※1が定められており(※3)、これに適合するよう国家公務員共済組合連合会において定められた管理運用方針※2(※4)に従い行うこととされている。

※1「経過的長期給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針(平成27年9月30日財計第2917号)」

※2「経過的長期給付積立金の管理運用方針(国家公務員共済組合連合会平成27年10月1日制定、平成30年7月6日変更)」

※3一元化経過措置政令第144条の規定により準用された国共済令第9条の2

※4平成24年一元化法附則第49条の3の規定により準用された国共済法第35条の3第1項

基本的な方針

- 積立金の運用は、法の目的に沿って、専ら組合員の利益のために、安全かつ効率的に行うことにより、経過的長期給付事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。
- 経過的長期給付の制度が閉鎖型年金制度であり、比較的早期に積立金の規模が縮小する見込みであるといった制度の特性に留意しなければならない。

運用の目標

- 積立金の運用は、比較的早期に積立金の規模が縮小する見込みのため、年金給付に必要な資金の流動性を確保しつつ、経過的長期給付事業における平成26年財政再計算の諸前提を踏まえ、財政再計算で想定された各年度の名目運用利回りを最低限のリスクで確保することを目標とする。

平成26年財政再計算	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
名目運用利回り (内閣府経済再生ケース準拠)	1.9%	2.2%	2.6%	3.1%	3.6%

基本ポートフォリオ

	国内債券
資産配分	100%

(注) 財投預託金、共済独自資産及び短期資産については、国内債券に含める。

(3) 経過的長期給付積立金の運用等の状況

- 公表されている直近の平成29年度の収益率は1.92%、収益額は138億円、また、平成29年度末における運用資産額は7,002億円となっており、そのうち、国内債券が82.2%、短期資産が17.8%を占める。
- 平成29年度の運用利回り1.92%は、目標運用利回り(注3)である2.57%を下回っているが、平成27年10月以降の平均でみた場合は3.76%と目標運用利回りの平均2.27%を上回っている。

① 運用資産額・収益率・収益額の推移

	平成27年度 (下半期)	平成28年度	平成29年度	(参考) 平成30年度			
				第1四半期	第2四半期	第3四半期	通期計
資産残高(億円)	6,572	7,533	7,002	6,568	6,354	5,608	-
収益率	3.71%	3.76%	1.92%	0.71%	0.25%	0.24%	1.23%
収益額(億円)	242	252	138	48	16	14	79

※平成28年度末の資産残高は、一元化前の拠出金等の精算のため平成27年度末よりも増加している。

② 平成29年度末の資産構成割合

	資産額(億円)	構成割合
国内債券	5,754	82.2%
短期資産	1,248	17.8%
合計	7,002	100.0%

③ 年金財政上求められる運用利回りとの比較

	平成29年度	平成27年度～平成29年度 (2.5年平均)
運用利回り [実現収益率]	1.92%	3.76%
目標運用利回り	2.57%	2.27%

(注1) 国内債券には、財投預託金・共済独自資産を含んでおり、財投預託金は簿価評価としている。

(注2) 収益率、収益額は運用手数料控除後のものであり、各期間及び年度の収益率は期間率である。

(注3) 目標運用利回りは、財政再計算で想定された名目運用利回り(内閣府試算の経済再生ケース)であり、平均は平成27年度下半期から平成29年度までの利回りの幾何平均となっている。